

ゆたか緑地

施設使用料（単位：円）

ソフトボール場 施設使用料は、無料ですがナイター照明は専用コイン（有料）が必要です。

※ナイター照明コインは、集会所窓口にて、利用日当日にお求めください。

ソフトボール場照明灯 1面30分つき 470

庭球場

場所・利用区分	午前9時から 午後9時まで 2時間につき	
	一般	小学校の児童及び中学校の生徒
庭球場1～4（ハードコート）	1面につき	1面につき
		550
庭球場照明灯	1面30分につき	100
備考（庭球場）		

- 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までとする。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - 所定の利用時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

集会所

場所・利用区分	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき
広間	300	590
第1会議室	150	270
第2会議室	150	270
和室	150	270

備考

1. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は正時までとする。
2. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の利用時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
3. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

設備料金表（単位：円）

集会所冷暖房使用料		
	場所・利用区分	金額
広間		360
第1会議室	1時間につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とする。）	260
第2会議室		260
和室		260

集会所音響機器使用料

1日1回につき 570円